

～下田のデキゴト～



9月中旬～10月下旬 秋の大運動会!

市内の小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園で運動会が開催されました。下田保育所の運動会では、元気いっぱいにかわいい遊戯や競技をする子どもたちに、保護者が大きな声援を送っていました。



9/23 ご厚意に感謝いたします

アシベ商事さまから浜崎小学校に一輪車 15 台を寄贈いただきました。同社はこれまでも地域貢献活動として、市内の小中学校や幼稚園などに遊具や教材、放課後児童クラブにはお菓子などを寄贈されています。



9/28 下田市固定資産評価審査委員 委嘱状交付式

金指明夫さん（白浜）が固定資産評価審査委員に選任されました。任期は令和5年9月28日までの3年間です。固定資産課税台帳に登録された評価額への審査の申出に対し、中立的な立場で審査していただきます。



10/1 曾根副市長が着任しました

曾根英明副市長の就任式が行われました。曾根副市長は、県庁で総務課企画経理班長、地域振興課地域づくり班長などを歴任してきました。副市長が市役所出身者以外から起用されるのは、今回が初めてです。



10/12 交通死亡事故ゼロ連続 500 日を達成!

市は9月1日に交通死亡事故ゼロ連続 500 日を達成しました。昨年4月19日に発生した事故を最後に、交通死亡事故は起きていません。今後、この期間が更に続くよう市一丸となって事故防止に取り組んでいきます。



10/14 受賞おめでとうございます

県の環境衛生大会で、山里会（下大沢区のボランティア団体）が県知事表彰を受け、受賞報告に来庁しました。地域の環境美化のため、今後も体を大切にしながら、活動を続けていきたいです。

- 10月のできごと**
- 1日 赤い羽根共同募金街頭募金活動
 - 6日～20日 市長と語る会
 - 9日 大川端景観デザインレビュー
 - 11日 プレママパパセミナー
親子講座「海の環境しらべ隊」

- 15日 高齢者移動支援セミナー
- 16日～11月8日 下田ライフ
- 19日～23日 特定計量器定期検査
- 20日 自転車マナー向上キャンペーン
- 21日 日弁連交通事故相談

地域子育て支援センター通信

問合せ先 地域子育て支援センター ☎272200



12月の予定

- 2日(水) めだかルーム ①9時～11時30分
②13時～15時30分
- 7日(月) 体育館で遊ぼう 9時～11時
場所：市民スポーツセンター（体育館）
- 9日(水) あひるルーム 9時～11時30分
- 10日(木) うさぎルーム 9時～11時30分
- 11日(金) ふれあい遊び
※午後閉館（清掃・消毒）
- 14日(月)・15日(火)・16日(水)
クリスマス会 10時30分～
場所：子育て支援センター
- 21日(月) 発育測定・育児相談 9時～11時
- 22日(火) 誕生会 10時30分～
- 23日(水) おのりんと遊ぼう
場所：市民スポーツセンター（視聴覚室）
※詳細は子育て支援センターにお問い合わせください。
- 25日(金)・28日(月) 閉館（大掃除）

秋の深まりを感じ、日中の日差しが、温かく感じられるようになってきました。朝夕の寒さに体調を崩しやすい時季でもあります。インフルエンザに加えてコロナウイルス感染症への対策にも十分な注意が必要です。手洗い、うがいの励行、マスク着用や換気等新しい生活様式で感染予防に努めましょう。

子育て支援センターには、子どもたちの元気な声や笑い声が響いています。子育てを皆さまで楽しみましょう。皆さまのご利用をお待ちしております。



助け合い、支えあう「年金」ってとっても大事

～社会保険料控除について～



こんなところで有利な国民年金

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子さまなど）の負担する国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

11月上旬に
社会保険料控除証明書が
届きます

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書、又は領収証書を添付してください（令和2年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）。

税法上有利な国民年金は、老後や不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れがないようご注意ください。

問合せ先
市民保健課国民年金係
(窓口) ☎273922